

(参考) 許諾料の例

【種子代、苗木代に知財相当分が含まれる場合】

作物の種類	種苗代	うち許諾料
水稲A	10a当たり 1,600円	自県農業者 2.56円
		他県農業者 8円
水稲B	10a当たり 1,600円	自県農業者 16円
		他県農業者 栽培させない
水稲C	10a当たり 1,600円	自県農業者 8円
		他県農業者 16円
りんごA	1本当たり 2,000円	自県農業者 30円
		他県農業者 150円
ぶどうA	1本当たり 4,000円	自県農業者 60円
		他県農業者 栽培させない
ぶどうB	1本当たり 4,000円	全国一律 77円

【自由に増殖できる種苗の生産を許諾する場合】

作物の種類	許諾料 (3年当たり)
いちごA	自県農業者 無償提供
	他県1県あたり約100万円 民間種苗会社 約250万円
いちごB	自県1県あたり約40万円
	他県1県あたり約90万円 民間種苗会社 約170万円
いちごC	自県農業者 無償提供
	他県農業者 栽培させない

【生産物出荷額から知財相当分を徴収する場合】

作物の種類	許諾料
りんごB (海外品種の契約栽培事例)	収穫物出荷額の約6%

※農林水産省の聞き取りによる
※水稲の事例は種子を4kg/10a播種するとして試算

令和2年11月12日(木) 衆議院農林水産委員会
 亀井亜紀子(立憲民主党・社民・無所属)
 出典: 農林水産省資料